

地域包括支援センター  
居宅介護支援事業所  
介護老人福祉施設  
各 介護老人保健施設 御中  
介護療養型医療施設  
短期入所生活介護事業所  
短期入所療養介護事業所

西尾市福祉部長寿課長

特定入所者の負担限度額に関する特例（食費・居住費に係る基準費用額と負担限度額との償還払いによる差額支給）の取扱いについて（通知）

日頃は、福祉行政とりわけ介護保険につきましては、ひとかたならぬご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、西尾市では介護保険負担限度額（食費・居住費）差額支給について、制度を知らなかったためという理由でのさかのぼっての差額支給は、原則しないこととしております。

今後、より周知を図るために、あらためて現在の取扱いについて通知しますので、ご多忙のところ申し訳ありませんがご理解とご協力をお願いいたします。なお、すでに下記のとおり取扱っていただいている事業所もあるかと存じますが、その場合は重複する内容となることをご容赦ください。

#### 記

- 1 入所又は利用開始にあたっては負担限度額認定証に関する説明を行い、可能な限り入所前、利用開始前に負担限度額認定申請を行うように説明してください。特に、負担限度額認定証は、申請した月の初日から有効となることに留意し、入所又は利用開始後に負担限度額認定申請を行う場合は、入所又は利用開始月のうちに申請を行うよう説明してください。
- 2 制度を知らなかったためという理由でのさかのぼっての差額支給申請は、利用者に対し市及び事業所が制度の周知を行っているという前提のもと、原則として認めません。
- 3 前項に関わらず、介護保険法施行規則第83条の8（同規則第97条の4において準用する介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護の場合を含む）に規定するやむを得ない場合については、同条の規定に基づき差額の支給を行います。  
やむを得ない場合としましては、月末に緊急に利用開始し、日程的に月内に申請することが不可能であった場合などが想定されますが、差額支給の対象となりうるかどうかは個別に判断しますので、その都度ご連絡ください。  
なお、各事業所における介護給付費請求事務に支障がない場合は、有効期間開始日を入所又は利用開始時までさかのぼり、現物給付とすることも可能とします。この場合につきましては個別にご相談を受けますので、担当者までご連絡ください。

## 参考資料及び補足説明

### ○ 法令関係

(認定証の提示)

#### 介護保険法施行規則第 83 条の 7

(前略) 認定を受けた要介護被保険者は、特定介護サービスを受けようとするときは、特定介護保健施設等に提示する被保険者証に、認定証を添えなければならない。

(特定入所者の負担限度額に関する特例)

#### 介護保険法施行規則第 83 条の 8

市町村は、認定証を特定介護保健施設等に提示できなかつたために食事の提供に要する費用及び居住又は滞在（以下居住等という）に要する費用として、食費の基準費用額及び居住費の基準費用額を超えない金額を支払った要介護被保険者について、その提示できなかつたことがやむをえないものと認められる場合に、当該金額から食費の負担限度額及び居住費の負担限度額を控除した額に相当する額を特定入所者介護サービス費として支給することができる。

(第 2 項以下省略)

(準用)

#### 介護保険法施行規則第 97 条の 4

第 83 条の 6 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号並びに第 2 項から第 10 項まで、第 83 条の 7 並びに第 83 条の 8 の規定は、特定入所者介護予防サービス費について準用する。

(読み替え規定については省略)

### ○ 補足説明

規則第 83 条の 7、8 の規定により、特定入所者介護サービス費の支給を受けようとする場合は、事業所に認定証を提示することとなっています。また、提示できなかつたことがやむを得ないと認められる場合について、基準費用額と負担限度額の差額を特定入所者介護サービス費として支給できるとされています。

基本的には、従前においても、各事業所におかれましては、入所又は利用開始にあたって、負担限度額認定の制度についてご説明いただいているところと存じておりますので、制度を知らなかつたとの理由については、やむを得ない理由とは認めがたいものです。

また、差額を支給できる場合として、「利用者が食事、居住等に要する費用として、基準費用額を超えない金額を支払った場合」とされており、負担限度額認定を受けていない者の食費・居住費について、基準費用額を超える額を設定している事業所にあつて、基準費用額を超える食費・居住費を支払った利用者については、そもそも差額の支給は行なわれません。このことは、さかのぼつて差額支給申請を認めたとしても、支払った食費・居住費の額によっては差額の支給が認められない場合があることを意味しています。

これらのことから、さかのぼつての差額支給については、原則として認めないこととし、入所又は利用開始にあつて、負担限度額認定の対象となる方が適切に認定申請を行なえるよう、相談、説明、指示等の便宜を図っていただけるようお願いするものです。ご担当者様におかれましてはご負担をおかけすることになり恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、特段のご配慮をいただけますよう、お願いいたします。

介護保険法第 51 条の 3（特定入所者介護サービス費の支給）

第 1 項：

特定入所者介護サービス費の支給対象となる者（特定入所者）については、厚生労働省令で定める。（介護保険法施行規則第 83 条の 5）

特定入所者介護サービス費の対象は、①指定介護福祉施設サービス、②介護保健施設サービス、③指定介護療養施設サービス、④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、⑤短期入所生活介護、⑥短期入所療養介護の各サービス事業者（特定介護保健施設等）における、食事の提供に要した費用および居住等に要した費用である。ただし法第 37 条第 1 項の規定により、認定時に利用できるサービスを指定されており、当該指定に含まれない上記①～⑥のサービスを利用した場合は、特定入所者介護サービス費の支給を受けられない。

第 2 項：

特定入所者介護サービス費の額は、食事の基準費用額から食事の負担限度額を控除した額および居住費の基準費用額から居住費の負担限度額を控除した額の合計額とする。

第 3 項：

厚生労働大臣は、食費・居住費の費用の状況その他の事情が著しく変動した場合は、食費・居住費にかかる基準費用額及び負担限度額を速やかに改定しなければならない。

第 4・5 項：

市町村は、特定入所者に支給すべき額の限度において、当該特定入所者に代わり特定介護保健施設等に特定入所者介護サービス費を支払うことができる。

その場合において、当該特定入所者に対し特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなす。

第 6 項：

特定入所者が、特定介護保健施設等に対し、食費・居住費の基準費用額（第 5 項の規定により特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた特定入所者にあつては食費・居住費の負担限度額）を超える金額を支払った場合は、特定入所者介護サービス費を支給しない。

第 7 項以下略

介護保険法施行規則第 83 条の 8（特定入所者の負担限度額の特例）

市町村は、認定証を特定介護保健施設等に提示できなかつたために、食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として、食費・居住費の基準費用額を超えない金額を支払った要介護被保険者について、その提示できなかつたことがやむをえないと認められる場合に、当該金額から、食費・居住費の負担限度額を控除した額に相当する額を、特定入所者介護サービス費として支給することができる。

第 2 項以下略